



遺族基礎年金をもらうには

遺族基礎年金は、国民年金加入者などが亡くなったときに、生計を維持されていた子のいる妻、または子が受けられる年金です。

子とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1級・2級の障害がある子のことです。

対象となる人

- ① 国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）
- ② 老齢基礎年金を受けている人、受けられる人

受給するための要件

亡くなった人が①の場合、死亡日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めてい

なかつた期間が3分の1以上ないことが必要です。保険料の免除期間や若年者納付猶予期間、学生納付特例期間は受給するための期間に入ります。

ただし、死亡日が平成28年3月31日までにある場合は、死亡日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がなければ受給することができます。

亡くなった人が②の場合、子の要件はありません。

遺族基礎年金額（年額）

- 妻が受ける場合
- 子が1人いる妻 101万2,800円
- 子が2人いる妻 123万9,100円
- 子が3人いる妻 131万4,500円

※子が4人以上いる場合は、子が3人いる妻の額に1人につき七万五、四〇〇円を加算



- 子が受ける場合
- 1人のとき 78万6,500円
- 2人のとき 101万2,800円
- 3人のとき 108万8,200円

第1号被保険者の独自給付

遺族基礎年金は子のいる妻か子しか受給できません。そこで、次のような2つの独自給付があります。

寡婦年金

1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が25年以上ある夫が死亡したとき、10年以上婚姻関係があった妻（事実婚も含む）が60歳から65歳になるまで受給することができます。

年金額は夫が受けられたであろう第1号被保険者にかかる老齢基礎年金の4分の3です。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料を納めた期間（一部納付した期間は納付率に応じて期間を算出）が3年（36ヵ月）以上ある人が老齢基

礎年金、障害基礎年金のいずれも受けずに死亡した時、生計をともにしていた遺族が受給することができます。

年金額は第1号被保険者として保険料を納めた期間に応じて12万円～32万円。

詳しい金額は左表のとおりです。

保険料の納付月数	金額
36か月以上180か月未満	12万円
180か月以上240か月未満	14万5,000円
240か月以上300か月未満	17万円
300か月以上360か月未満	22万円
360か月以上420か月未満	27万円
420か月以上	32万円

◇お問い合わせ先

日本年金機構 旭川年金事務所
 （電話0166-72-5002）
 住民課戸籍年金医療グループ
 （電話34-2121内線413）